別　紙

諮問第１６号

答　　申

第１　審査会の結論

千葉市長（以下「実施機関」という。）が異議申立人に対し平成１０年２月１２日付け９千環施整第５５号で通知した「平成９年度北清掃工場周辺地下水の水質・水位調査委託に係る報告書（計量証明書を除く。）及び発注仕様書中の調査地点名一覧」（以下「本件公文書」という。）を部分公開とした決定は，千葉市情報公開条例（平成６年千葉市条例第２２号。以下「条例」という。）の解釈及び運用を誤ったものでなく，取り消す必要はない。

第２　諮問に至る経過

諮問に至る経過は，次のとおりである。

１　公開請求

異議申立人は，平成１０年１月２８日，条例第６条の規定に基づき，実施機関に対し，本件公文書の公開請求を行った。

２　部分公開決定

公開請求に対し，実施機関は，本件公文書には条例第９条第２号に該当する情報が記録されているとして，次の情報が記録されている部分を非公開とし，その余の部分を公開とする部分公開決定を行い，その旨を平成１０年２月１２日付け９千環施整第５５号で異議申立人に通知した。

①　井戸の所有者たる個人の氏名，住所（地番部分に限る。）及び電話番号

②　調査地点図

３　異議申立て

異議申立人は，部分公開決定を不服として，平成１０年２月２３日，実施機関に対し，行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）第６条の規定に基づく異議申立てを行った。

4　諮問

実施機関は，平成１０年３月２３日付け９千環施整第１３３号で，条例第１２条の規定に基づき，審査会に諮問した。

第３　異議申立人の主張要旨

異議申立書，意見書及び口頭意見陳述による異議申立人の主張の要旨は，次のとおりである。

1　異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は，本件公文書の部分公開決定を取り消すとの決定を求めるというものである。

2　異議申立ての理由

本件公文書の一部を「個人に関する情報であって，特定の個人が識別され，又は識別され得るものであり同号ただし書のいずれにも該当しない。」として公開しないとした実施機関の判断は，あまりにも紋切型の条例第９条第２号解釈といわざるを得ない。

実施機関の行った部分公開では，確かに，調査データ自体は公開されているものの，井戸の所有者が個人である場合の調査地点を明らかにしていないため，調査地点の周辺住民が生活飲料水として使用している井戸水が安全かどうかを判断することができない。

井戸自体は個人のものであっても，井戸水は地下水脈を通じて周辺住民が生活飲料水として共用しているものであるし，また，この水質調査は，北清掃工場の排ガスが原因で地下水が汚染されることを心配した地元住民からの要望に応えて始められたサンプリング調査であるため，井戸の所有者たる個人は，氏名等を公表されることを了承しているはずである。したがって，調査地点を明らかにして公表されることを目的として行われたものであると考える。

まして，公費を使って行われた調査である以上，公表を目的としており，その意味で，調査地点を明らかにした調査結果が，なぜ純粋な個人情報であるといえるのか。調査地点を明らかにした調査結果が公にされないのであれば，公費を使って調査をした意味がない。仮に個人情報として非公開とすべき性質の情報であるとすると，そもそも，調査の費用は，公費ではなく受益者である個人の負担でなければならないはずである。

確かに，この調査は，調査の行われた経緯からいって，必ずしも，水質保全そのものを目的として行われたものであるとはいえないが，公費を使って行われた

調査結果をせっかく市が持っているのだから，少なくとも，地下水汚染地区に指定され地下水汚染に不安を抱いている周辺住民に対しては，調査地点を明らかにした形で，これを公開すべきである。

また，住民を守るための行政のあり方から考えると，本来であれば，このような情報は，住民からの請求によらずとも，あまねく周辺住民に知らせる義務が実施機関にはあるのではないか。市は，調査地点を明らかにした調査結果を公表すると無用の誤解を招くと言うが，そうかといって，隠されると逆に疑いを持ってしまう。

このような意味において，実施機関が非公開とした情報は，条例第９条第２号ただし書イ「実施機関が作成し，又は取得した情報で，公表することを目的としているもの」に該当するものといえるため，公開されるべきであると考える。

第４　実施機関の説明要旨

異議申立てに対する実施機関の説明の要旨は，次のとおりである。

１　非公開とした情報について

(1) 北清掃工場周辺地下水の水質・水位調査

北清掃工場の周辺の地下水の調査は，昭和５９年度に，同工場の建設工事に伴う湧出水及び供用後の揚水による地盤沈下等の影響を予測，評価するために，同工場建設予定地から半径５００メートル以内に所在する井戸のうち１６地点の井戸の水位測定を環境影響評価調査の一環として行った。その後，そのうちの７地点について，水位測定を行っている。（定期調査地点）

この調査の開始後，同工場の建設にあたり，建設予定地の周辺の自治会から同工場の建設同意の条件として要望書が提出され，一部の自治会の要望書の中に，建設工事等に伴う湧出水及び供用後の揚水による周辺井戸の枯渇が懸念されること，同工場の排ガスが長年にわたって地下に浸透し，地下水の汚染が懸念されること，建設予定地の周辺では過去に有害物質等による地下水汚染があったこと等の理由により，定期的な井戸水の水質調査についての要望があった。この要望に応える形で，市は自治会と協議の上，水質調査を要望した住民の中から自治会が選んだ６地点の井戸の水質調査を昭和６３年度から実施することとなったが，その後，水質調査を要望していなかった自治会や住民からも水質調査の要望が出されため，住民要望地点は次第に増加し平成９年度には３０地点になった。（住民要望地点）

また，定期調査地点においても，昭和６３年度から，水位測定に加えて水質

調査も実施することとなったため，平成９年度には，定期調査地点と住民要望地点を合わせて３７地点について水質調査を行った。

なお，水質については，水道法（昭和３２年法律第１７７号）第４条第２項の規定に基づき定められた厚生省令（以下「省令」という。）による項目の一部を調査項目とし，水位については，標高から実測水位を減じた水位標高を測定項目としている。

また，この調査はあくまでも市と井戸の所有者との合意に基づき行っているものなので，調査結果は当初から井戸の所有者にのみ通知しており，一般の人にはもとより自治会にも公表していない。

(2) 特定した公文書

公開請求に係る公文書として，平成９年度北清掃工場周辺地下水の水質・水位調査委託報告書（計量証明書を除く。）（以下「水質・水位調査委託報告書」という。）及び発注仕様書中の調査地点名一覧を特定した。

当該公文書には，「井戸の所有者たる法人の名称，所在及び電話番号」，「井戸の所有者たる個人の氏名，住所及び電話番号」，「調査地点図」，「水位測定結果（昭和５９年度～平成９年度）」，「水質調査結果（昭和６３年度～平成９年度）」，「水質調査項目ごとの厚生省令第６９号基準値」，「調査年月日」，「平成９年度に北清掃工場周辺地下水の水質・水位調査を行うことを市から委託された業者（以下「調査受託業者」という。）の名称」等が記録されている。

(3) 非公開とした情報

特定した公文書のうち，「井戸の所有者たる個人の氏名，住所（地番部分に限る。）及び電話番号」及び「調査地点図」を非公開とした。

2　条例第９条第２号該当性について

非公開とした情報は，以下の理由により，条例第９条第２号本文に該当し，本号ただし書のいずれにも該当しない。

(1) 本号本文該当性

本号本文は，「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって，特定の個人が識別され，又は識別され得るもの」に該当する情報は，個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から，個人のプライバシーを最大限に保護するため，一切非公開とすることを原則としたものである。

調査の行われた井戸を所有する個人であるという事実は，「個人に関する情報」であり，その個人の氏名，住所（地番部分に限る。）及び電話番号は，「特定の個人が識別されるもの」である。また，「調査地点図」も，井戸が所

在する場所を具体的に示しているため，当該井戸を所有している「特定の個人が識別され得るもの」である。

(2) 本号ただし書該当性

本号ただし書は，「ア　法令又は条例の規定により，何人でも閲覧することができる情報」，「イ　実施機関が作成し，又は取得した情報で，公表することを目的としているもの」，「ウ　法令又は条例の規定に基づく許可，免許，届出その他これらに相当する行為に際して実施機関が作成し，又は取得した情報で，公開することが公益上特に必要であると認められるもの」のいずれかに該当する情報については，例外として公開することができることとしている。

しかし，ただし書ア及びウに該当しないことは明白であり，また，井戸の所有者たる個人が識別され，又は識別され得る情報は，公表することを目的としておらず，従来から公にすることも慣行になっていないので，ただし書イにも該当しない。

第５　審査会の判断

審査会は，本件公文書並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明を検討した結果，以下のように判断する。

１　本件公文書について

本件公文書は，次に掲げる文書である。

(1) 水質・水位調査委託報告書

調査受託業者から調査終了後に市に提出された委託に係る報告書であり，「調査地点名一覧表」，「水位測定結果一覧表」，「水質調査結果一覧表」，「調査地点図」，「計量証明書」等から構成されている。

このうち，「調査地点名一覧表」は，井戸の所有者の氏名・名称，住所・所在を一覧表としたものである。

また，「水位測定結果一覧表」は，実測水位及び水位標高についての調査データを一覧表にまとめたものであり，「水質調査結果一覧表」は，一般細菌，大腸菌群，硝酸性窒素，四塩化炭素，テトラクロロエチレン，トリクロロエチレン等の省令による項目の一部である３１項目（昭和６３年度から平成５年度までは３２項目）についての調査データを一覧表にまとめたものである。

さらに，「調査地点図」は，それぞれの調査地点を１万５千分の１の縮尺の地図に落としたものである。

なお，公開請求の対象となったのは，これらのうち，「計量証明書」以外の

部分であり，また，この報告書には，平成９年度に行われた調査の結果のみならず，経年変化を把握するため，昭和５９年度から平成９年度までの水位測定結果と昭和６３年度から平成９年度までの水質調査結果も記録されている。

(2) 発注仕様書中の調査地点名一覧

調査受託業者と市との委託契約書に添付された発注仕様書の別表である調査地点名一覧であり，井戸の所有者の氏名・名称，住所・所在及び電話番号が記録されている。

2　実施機関が非公開とした情報について

実施機関が非公開とした情報は，次のとおりである。

①　井戸の所有者たる個人の氏名，住所（地番部分に限る。）及び電話番号

②　調査地点図

3　条例第９条第２号（個人情報）該当性について

(1) 本号の趣旨及び解釈について

本号本文は，原則公開の公文書公開制度であっても，個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から個人のプライバシーを最大限に保護するため，明らかに個人のプライバシーに関する情報と判別できる場合に限らず，「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって，特定の個人が識別され，又は識別され得るもの」に該当する情報を広く非公開とすることを定めていると解される。

しかし，一方で，本号ただし書は，「ア　法令又は条例の規定により，何人でも閲覧することができる情報」，「イ　実施機関が作成し，又は取得した情報で，公表することを目的としているもの」，「ウ　法令又は条例の規定に基づく許可，免許，届出その他これらに相当する行為に際して実施機関が作成し，又は取得した情報で，公開することが公益上特に必要であると認められるもの」のいずれかに該当する情報に限っては，例外として公開することができるとしている。

この趣旨は，プライバシー保護のため非公開であるべき特定の個人に関する情報であっても，公開しても個人のプライバシーを侵害するおそれのない情報や人の生命，身体，財産等を保護し，公共の安全を確保する観点から公開することが公益上特に必要であると認められる情報については，公開することができるとしたものであると考えられる。

(2) 本号該当性について

実施機関が非公開とした情報は，いずれも本号に該当するとして非公開とさ

れたものであるため，以下，その本文とただし書の該当性に分けて検討する。

ア　本号本文該当性

「井戸の所有者たる個人の氏名，住所（地番部分に限る。）及び電話番号」は，「個人に関する情報」に該当するとともに「特定の個人が識別され，又は識別され得るもの」に該当すると認められる。

また，「調査地点図」も，個人の所有する井戸の所在に関する情報であることから，「個人に関する情報」に該当するとともに，「調査地点図」により井戸の所有者たる個人が識別され得るかどうかについて当審査会が実際に検証してみたところ，一般に販売されている住宅地図と照合することにより大多数の井戸の所有者が識別されたことから，「特定の個人が識別され，又は識別され得るもの」に該当すると認められる。

したがって，実施機関が非公開とした情報は，すべて本号本文に該当すると認められる。

イ　本号ただし書ア及びウ該当性

実施機関が非公開とした情報が，ただし書ア及びウに該当しないことは，異議申立人においても実施機関においても認めるところであり，妥当であると考える。

ウ　本号ただし書イ該当性

「実施機関が作成し，又は取得した情報で，公表することを目的としているもの」とは，次のようなものをいうとされている。

① 実施機関が公表することを目的として作成し，又は取得した情報であって，個人が公表されることを了承し，又は公表されることを前提として提供した情報

② 個人が自主的に公表した資料等から何人でも知り得る情報

③ 従来から公にすることが慣行になっていて，今後公表しても社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれがないと認められる情報

そこで，実施機関が非公開とした情報がこれらに該当するかどうかについて検討する。

①については，確かに，調査地点の選定に関しては自治会等が関与したとしても，あくまでも調査自体はそれを希望する井戸の所有者と実施機関との関係において任意に行われているものであり，特定の個人が識別され，又は識別され得る情報を公表することを目的としているとは認められず，また，調査地点を明らかにした形で調査結果を公にすることについての承諾を井戸の所有者から得ている等の事実も認められず，実際に，調査結果は本人にのみ通知されている。

また，異議申立人は，「公費を使って行われた調査である以上，公表を目的としている」と主張するが，実施機関が公費を支出して作成し，又は取得した情報であるからといって，直ちに特定の個人が識別される形で公表することを目的としているとはいえないと考える。

②については，そのような事実は，認められないことは明らかである。

③については，実施機関が非公開とした情報は，従来から公にすることが慣行となっていたとは認められず，井戸水の調査結果は，井戸の所有者たる個人が識別される形で公にされた場合に，当該所有者たる個人のプライバシーを侵害するおそれがないとは必ずしもいい得ない性質の情報であると考えられる。

なお，仮に「個人のプライバシーを侵害するおそれがある情報であっても，人の生命，健康，生活又は財産を保護するために公にすることが必要であると認められる場合は公開されるべきである。」としても，実施機関が非公開とした情報は，調査結果の数値を見るに，直ちにはそのような情報に該当するとは認められない。

したがって，実施機関が非公開とした情報は，本号ただし書イに該当しないと考えざるを得ない。

4　周辺住民への公開について

異議申立人は，「実施機関の行った部分公開では，調査地点の周辺住民が生活飲料水として使用している井戸水が安全かどうかを判断することができない。また，調査結果を市がせっかく持っているのだから，少なくとも，地下水汚染地区に指定され地下水汚染に不安を抱いている周辺住民に対しては，公開すべきである。」と主張する。

確かに，周辺住民が生活飲料水として使用している井戸水が安全かどうかを知りたいということは理解できる。しかしながら，公文書公開制度は，請求者が周辺住民であるかどうか等の請求者の立場によって差を設けない制度であり，また，その請求目的は何かを問わない制度である。したがって，仮に，公開請求が周辺住民からなされたものであるとしても，そうした事情が，実施機関が行う公開・非公開の判断を左右するものではない。

5　結論

以上により，冒頭の「第１　審査会の結論」のとおり判断する。

<参考>

答申に至る経過

年　月　日	内　　容
平成10年３月23日	諮問書の受理
平成10年７月13日	実施機関から理由説明書を受理
平成10年８月26日	異議申立人から意見書を受理
平成10年10月13日	審議（第25回審査会）
平成10年11月20日	審議（第26回審査会）
平成10年12月21日	審議（第27回審査会）
平成11年２月４日	実施機関から決定理由等の説明を聴取（第28回審査会）
平成11年３月11日	異議申立人から意見を聴取（第29回審査会）
平成11年４月13日	審議（第30回審査会）
平成11年５月13日	審議（第31回審査会）